

本パンフレットをご一読いただき、
この機会にぜひ加入・増口をご検討ください！

特定退職金共済制度

従業員の安心と定着のための退職金制度



加入(増口)手続き

所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、商工会議所にお申し込みください。

加入(増口)日

- ・毎月20日までにお申込みの場合 → 翌々月1日
- ・毎月21日以降月末までにお申込みの場合 → 翌々々月1日

申込書提出先 (お問い合わせ先)

上越商工会議所

〒943-0804 新潟県上越市新光町1-10-20

TEL: 025-525-1185 FAX: 025-522-0171

個人情報のお取扱いについて

商工会議所は、法に適したかつ公正な方法によって「個人情報」(ご加入者さまの氏名・性別・生年月日等)を取得いたします。取得した個人情報について商工会議所は、この制度の「お引受け・継続・維持管理」および「退職金等のお支払い」の業務等、制度管理上必要な範囲にのみ利用します。

なお、この制度の運営にあたって、商工会議所は個人情報の取扱いについて生命保険会社等へ委託します。この場合、適切な委託先を選定するとともに、契約により、委託先の義務と責任を明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。

退職金の保全措置について

「賃金の支払の確保等に関する法律」(昭和 51 年法律第 34 号) にもとづき、昭和 52 年 4 月 1 日より、事業主は退職金の支払いのための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この制度に加入した事業所は退職金の保全措置がなされているものとみなされます。

制度の特色

1. 掛金は全額損金または必要経費

●法人の場合 (法人税法施行令第 135 条) (所得税法施行令第 64 条)

法人の負担した掛金は、全額損金に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。

●個人事業所の場合 (所得税法施行令第 64 条)

個人事業主が負担した掛金は、全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。

2. 魅力ある給付

●この制度は会員事業主の皆さまが集まって行うものですから、個々の事業所単位で退職金積立制度を行う場合に比べ魅力ある給付となっています。

●死亡退職の場合には、退職一時金に一定額が加算されます。

3. 労務対策としても好適

●退職金確保により従業員の勤労意欲の向上が図れます。

●企業にとって大切な優秀人材の確保に寄与します。

●企業への帰属意識が高まり、従業員の定着率の向上が図れます。

4. 国の制度(中小企業退職金共済制度)との重複加入も可能

現在、中小企業退職金共済制度に加入されている方も重複加入が可能です。

ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません。



※記載の内容は、平成 28 年 9 月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

加入できる事業主(共済契約者)

上越商工会議所の地区内にある事業主(事業所)であれば、従業員を加入させることができます。

加入するときは(任意包括加入)

この制度に加入するかしないかは事業主の任意ですが、加入する場合は、満 15 歳以上満 65 歳未満の全従業員を加入させなければなりません。なお、期間を定めて雇用される方、季節的業務に雇用される方、試用期間中の方、常時勤務に服することを要しない方、パートタイマー、休職中の方などは加入させなくても差支えありません。

ただし、次の方は加入できません。

- ・共済契約者および共済契約者と生計を一にする親族である方
- ・共済契約者たる法人の役員である方(ただし、使用人兼務役員※を除く)
- ・現に他の特定退職金共済団体の共済契約の被共済者である方

※使用人兼務役員であるか否かの判定は、関与税理士にご相談ください。

掛金

月払 1口 1,000円

- ・ 1人につき、最低加入口数 1口、最高加入口数 30口
- ・ 掛金は全額事業主負担です。

給付金額表

年	1口 (1,000円)		3口 (3,000円)		5口 (5,000円)		7口 (7,000円)		10口 (10,000円)	
	退職一時金	死亡退職一時金	退職一時金	死亡退職一時金	退職一時金	死亡退職一時金	退職一時金	死亡退職一時金	退職一時金	死亡退職一時金
0	円 —	円 10,000	円 —	円 30,000	円 —	円 50,000	円 —	円 70,000	円 —	円 100,000
1	11,200	21,200	33,600	63,600	56,000	106,000	78,400	148,400	112,000	212,000
2	22,490	32,490	67,470	97,470	112,450	162,450	157,430	227,430	224,900	324,900
3	33,860	43,860	101,580	131,580	169,300	219,300	237,020	307,020	338,600	438,600
4	45,320	55,320	135,960	165,960	226,600	276,600	317,240	387,240	453,200	553,200
5	56,870	66,870	170,610	200,610	284,350	334,350	398,090	468,090	568,700	668,700
6	68,500	78,500	205,500	235,500	342,500	392,500	479,500	549,500	685,000	785,000
7	80,220	90,220	240,660	270,660	401,100	451,100	561,540	631,540	802,200	902,200
8	92,030	102,030	276,090	306,090	460,150	510,150	644,210	714,210	920,300	1,020,300
9	103,920	113,920	311,760	341,760	519,600	569,600	727,440	797,440	1,039,200	1,139,200
10	115,910	125,910	347,730	377,730	579,550	629,550	811,370	881,370	1,159,100	1,259,100
15	177,190	187,190	531,570	561,570	885,950	935,950	1,240,330	1,310,330	1,771,900	1,871,900
20	240,810	250,810	722,430	752,430	1,204,050	1,254,050	1,685,670	1,755,670	2,408,100	2,508,100
25	306,850	316,850	920,550	950,550	1,534,250	1,584,250	2,147,950	2,217,950	3,068,500	3,168,500
30	375,400	385,400	1,126,200	1,156,200	1,877,000	1,927,000	2,627,800	2,697,800	3,754,000	3,854,000

給付金額は上越商工会議所特定退職金共済規約に基づくものですが、経済変動等により将来改定されることがあります。

給付金（給付の種類と支給条件）

退職一時金

被共済者（加入従業員）が死亡以外の事由で退職されたとき、または満70歳になられたときに支払われます。
（制度上満70歳で退職とします）

死亡退職一時金

被共済者が死亡されたとき、被共済者の遺族に支払われます。

退職年金

加入期間10年以上の被共済者が退職し、年金受給を希望されたとき、退職年金が10年間支払われます。
ただし、年金月額が10,000円未満の場合は一時金でお支払いします。

（注）やむを得ず途中で契約を解除した場合、解約手当金（退職一時金と同額）が被共済者に支払われます。

（注）年の途中で退職または死亡されたときは、月単位で計算された額が支払われます。

（注）増口分については、増口日から加入期間を計算します。

この制度の給付金の受取人は、被共済者です。（事業主には支払われません）

なお、本人死亡のときには労働基準法施行規則に定める遺族補償の順位により給付金の受取人が決定されます。

加入（増口）日

毎月1日

掛金の増口

掛金は30口を限度に増口することができます。

被共済者証の発行

被共済者に対しては「特定退職金共済制度加入通知書」を発行します。

掛金の払込方法

掛金は月払で、指定金融機関のご指定口座から自動振替されます。

（注）掛金が2か月連続して振替不能になった場合は、解約の取扱いになります。

（注）金融機関、口座等の変更があった場合は、すみやかに商工会議所事務局にご連絡のうえ変更手続きをしてください。

給付金の請求

被共済者の退職等により給付金請求事由が発生したときは、商工会議所備え付けの書類でご請求ください。

委託保険会社

※平成28年9月2日現在

本制度の健全な運営を期すために上越商工会議所は下記委託保険会社と新企業年金保険契約を締結し、その運営を委託しております。

【委託保険会社（委託割合）】

- ・住友生命保険相互会社（43%）[事務幹事会社]
- ・大同生命保険株式会社（33%）
- ・アクサ生命保険株式会社（22%）
- ・日本生命保険相互会社（2%）

※委託保険会社は各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの委託割合による保険契約上の責任を負います。

※委託保険会社および委託割合は今後変更することがあります。

